

総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	小田原市総合計画の今後の方向性について	企 画 政 策 課
2	市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証について	コンプライアンス 推 進 課

令和6年8月21日

小田原市総合計画の今後の方向性について

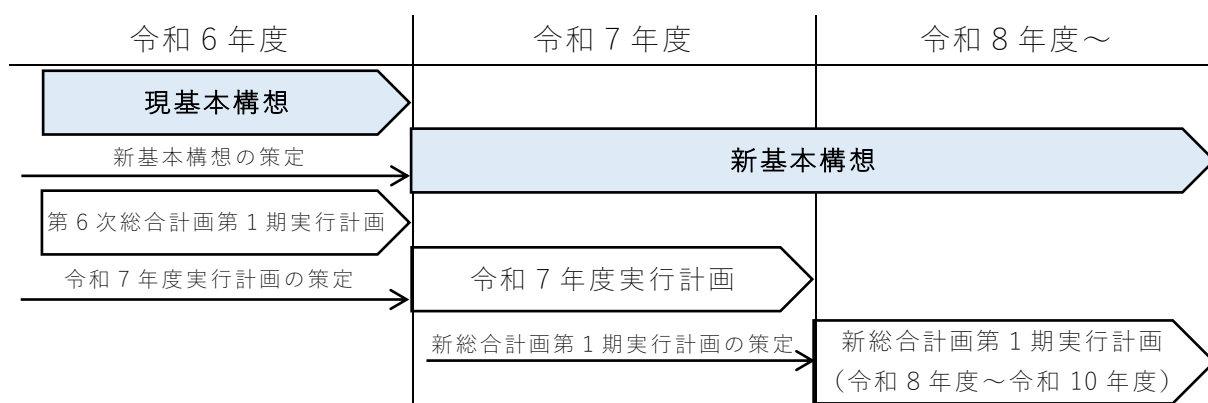
1 総合計画の取扱いについて

本市は、令和4年(2022年)にスタートした第6次小田原市総合計画「2030ロードマップ1.0」に基づき、基本構想に掲げる将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」の実現を目指して各種取組を推進してきた。

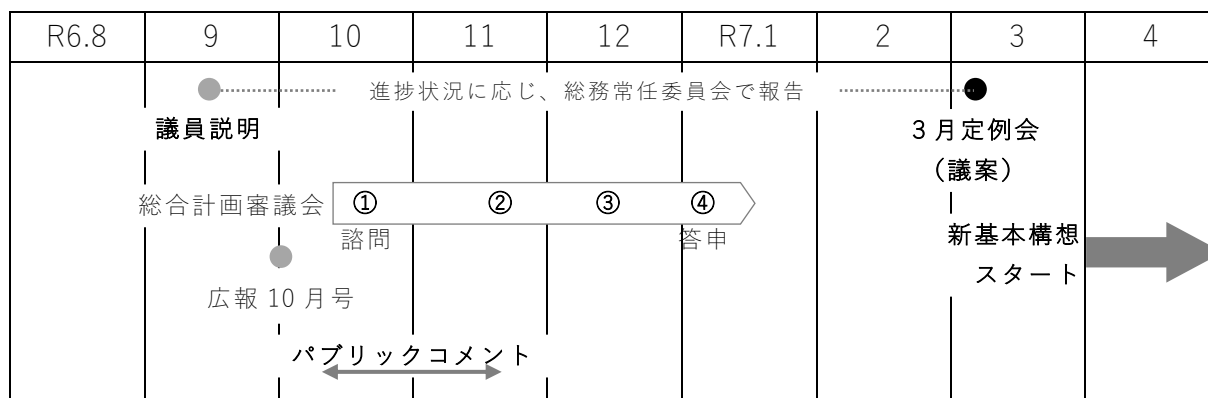
令和6年(2024年)5月の市長交代に伴い新たに掲げられた目指すべき地域社会像が、現総合計画の将来都市像と異なることから、令和6年度中に新たなまちづくりの方向性を示す基本構想を策定し、令和7年度(2025年度)から新たな基本構想に基づいて取組を進める。

また、第6次小田原市総合計画第1期実行計画の計画期間は令和4年度から令和6年度であり今年度が最終年度となるが、第2期実行計画は策定せず、今年度は令和7年度1か年分の実行計画を作成し、当該年度に実施する取組を整理する。

今後策定する新総合計画は、基本構想と実行計画の2層構造とし、基本構想については、概ね20年先を展望したうえでまちづくりの理念や目指すまちの姿、まちづくりの目標等を示し、1期4年を基本とする実行計画は、重点的な取組とその目標等を示す予定としている。



2 基本構想策定のスケジュールについて



3 小田原市総合計画審議会について

基本構想の策定にあたり、総合計画審議会に諮問し、意見を求める。

審議期間 令和6年10月諮問、令和7年1月答申予定

委員構成 19名

(学識経験者、各種団体構成員、公募市民 など)

委員任期 3年

(令和6年7月4日～令和9年(2027年)3月31日)

【参考資料1-1】小田原市総合計画審議会委員名簿

参考資料1－1

小田原市総合計画審議会委員名簿

(敬称略 区分別 50 音順)

区分	氏名	所属団体等	今年度 より新任	備考
地方行政 機関及び 公共的団 体の職員	きむら ひであき 木村 秀昭	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会会長	○※1	
	せきの つぎお 関野 次男	小田原市自治会総連合会長	○※1	副会長
	やなせ あつし 柳瀬 敦	神奈川県西地域県政総合センター所長	○※1	
	やまぐち ひろゆき 山口 博幸	小田原・足柄地域連合議長	○※1	
	やまもと ひろふみ 山本 博文	小田原箱根商工会議所専務理事	○※1	
	わたなべ きよはる 渡邊 清治	一般社団法人小田原医師会会長		
学識 経験者	いずいし みのる 出石 稔	関東学院大学法学部長・教授		会長
	うちやま えみこ 内山 絵美子	小田原短期大学保育学科准教授	○	
	おく まみ 奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授		
	くだ ゆか 久田 由佳	小田原市公民連携アドバイザー	○	
	せき さちこ 関 幸子	株式会社ローカル・ファースト研究所代表取締役		
	のぶとき まさと 信時 正人	神戸大学客員教授		
	ひらい たろう 平井 太郎	弘前大学大学院地域社会研究科教授		
	べっしょ なおや 別所 直哉	紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役社長		
その他 市長が必 要と認め る者	ありが かおる 有賀 かおる	放課後子ども教室学習アドバイザー		
	そが きよみ 曽我 清美	公募市民	○	
	ねぎし あみ 根岸 亜美	ARUYO ODAWARA ブランドマネージャー	○	
	ますだ まいこ 益田 麻衣子	NPO 法人こころみ理事長		
	わたなべ ちい子 渡邊 ちい子	公募市民	○	

(※1：推薦団体は昨年度から変更なし)

市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証について

1 目 的

ここ数年来、市民等から公の場において、市の複数の事務事業に関し、適切性に疑念が示される事案が生じており、それぞれの経緯等を明らかにすることが懸案とされている。そこで、それら事案に係る組織的な意思決定や執行のプロセスについて検証を行う。

2 検証期間

令和6年（2024年）12月末を目途とする。

3 対象とする事案

不適切な行政行為を指摘されている次に掲げる事案を対象とする。

- (1) 清閑亭活用事業の業務執行プロセスに関する事案
- (2) 市政広報事業の業務執行プロセスに関する事案
- (3) 病院再整備事業の関係者の事前訪問に関する事案
- (4) 市議会に対する政治倫理に関する申立に関する事案
- (5) 市の業務に関する内部情報の取扱いに関する事案

4 検証の進め方

(1) 検証内容

- ア 各事案の概要、所管、担当者の確認
- イ 文書やヒアリングによる事実確認
- ウ 意思決定のプロセス等の適切性の評価
- エ 不適切な行為等が判明した場合は、必要な対応策と再発防止策の提示

(2) 検証体制

- ア 企画部コンプライアンス推進課が検証作業を主管する。
- イ 検証作業には外部の有識者を交え、第三者としての評価を仰ぐ。